

平成 29 年（ク）第 679 号 特別抗告提起事件

抗告人

相手方

平成 29 年 9 月 7 日

最高裁判所第三小法廷御中

上 申 書

1. 上申の趣旨

子の拉致という親権濫用と、一方的な婚姻破綻を仕掛けながら、親子分離の強要に成功すれば、持ち去った預貯金など一切の事情を考慮せず、安易に簡易算定表で親権侵害被害者に、支払いを命じる判例が続いていることについて、法の条文に基づき違法性を解説している弁護士のコラムがあり、本事件同様に、拉致金銭搾取が頻発している状況において、携られる判事の方々に、有益な情報であることが明かであり、ご一読いただきたく上申致します。

2. 上申の理由

本事件相手方弁護士らのように、毎月何件も子の連れ去りを行い、DV 冤罪など親子が会えなくなるぐらいのたいしたことでは無いと公言し、算定表以上に婚費をせしめるノウハウ本を出したり、有責配偶者からの離婚請求のノウハウ DVD を出すなど、拉致金銭搾取という本来、反社会的行為を容認、優遇する裁判所の判断を見透かす弁護士らの悪行の横行は目に余るものがあります。

確実に勝てる事件として、拉致金銭搾取は、弁護士会でも有望な市場として認知されていますが、法の条文を元に、その違法性を指摘する倫理観ある弁護士も僅かながら存在します。

本事件と同様の様態である事件の頻発に対する警笛であり、今後も横行することが明確である為、本事件の審理にとどまらず、今後の法秩序の維持のためのご判断に有効な情報であると確信し、判事の方々にご回覧いただきたくお願い申し上げます。

現在の拉致金銭搾取の横行は法治国家とは到底言えない、歴史的に恥ずべき、グロテスクな判断が続いていると感じています。

これ以上、日本の未来を担う子ども達が反社会的弁護士らの金づるとなり、親子分離を強要される時代を続けさせない為にも、ご一読の上、安易な算定表の活用という前例踏襲では無く、正しい法の解釈による運用をお願い致します。

3. 付属書類

2017 年 9 月後藤富士子弁護士のコラム（写し） 2 頁 1 通

以上